六篠会役員の報酬及び旅費規定

（趣　旨）

第１条　この規定は、六篠会役員の報酬並びに旅費の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

（報　酬）

第２条　　会長及び理事（常務）が職務のために従事した場合は、役員会の決定により報酬を支給する。

（旅　費）

第３条　　役員が職務のため、会議等に参加する場合は、必要な旅費の実費を支給する。

２　　旅行に伴う日当の額は、２，０００円／日とする。

附　則

この規定は、平成９年４月１日より施行する。

附　則

この規定は、平成２４年４月１日より施行する。

この規定は、令和５年４月１日より施行する。